

(様式2)

処分基準（不利益処分関係）

|  |                 |      |              |      |     |
|--|-----------------|------|--------------|------|-----|
|  |                 | 担当課  | 環境・ゼロカーボン推進課 | 検索番号 | 2-2 |
| 法令名  | 水質汚濁防止法         | 根拠条項 | 8-2          |      |     |
| 不利益処分  | 汚水等の処理の方法の改善命令等 |      |              |      |     |
| 1. 法令の定め（処分要件）<br>知事は、法第5条又は第7条の規定による届出があった場合において、届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場について、排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるときは、当該事業場における汚水又は廃液の処理の方法の改善その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。 |                 |      |              |      |     |
| 2. 処分基準  |                 |      |              |      |     |
| ① 届出に係る特定施設が設置される指定地域内事業場（工場又は事業場で、当該特定施設が設置又は構造等の変更により新たに指定地域内事業場となるものを含む。）について、当該指定地域内事業場から排出される排出水の汚濁負荷量が総量規制基準に適合しないと認めるとき。                                |                 |      |              |      |     |
| ② 法に定める「その他必要な措置」としては、届出のあった特定施設の設置又は変更に係る計画の変更又は廃止の措置、その他の施設の構造又は使用の方法の変更の措置、一部の施設の使用の一時停止等があげられる。  |                 |      |              |      |     |
| 3. その他   |                 |      |              |      |     |
| 本件命令は、法第8条の2の規定により、当該届出を受理した日から60日以内に限り命ずることができるものである。   |                 |      |              |      |     |